

## 用語一覧

### あ行

#### 移転

---

同一敷地内での移動。別敷地へ移す場合、新築又は増築に該当。

### か行

#### 開口部

---

外壁に設ける窓や扉を指す。

#### 改築

---

建築物などの全部又は一部を除却する等、同一用途、同一規模、同一構造で建て直すこと。

#### 河川区域

---

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの河川としての役割をもつ土地である。河川区域は、洪水などの災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。

#### 感潮河川

---

河川の水位が、潮の満ち引きの影響を受ける区間がある河川のこと。満潮時には、河川の水位が上昇し、干潮時には下降する区間の河川である。

#### 切り通し

---

山や丘など切り開いて、人馬の交通を行えるようにした道。

#### 景観行政団体

---

景観行政を担う主体のこと。政令市、中核市、都道府県以外の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

#### 景観重要建造物・景観重要樹木

---

景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる建造物や樹木に対して除却や外観の変更などに規制を行い、保全を図るもの。

#### 高水敷

---

常に水が流れている低水路より一段高い部分の敷地。平常時は多様な形で利用されているが、大きな洪水時には水に浸かる場所。

#### 公有水面

---

河・海・湖・沼その他公用に供する水流または水面で、国が所有するもの。

### さ行

#### 在来種

---

本市の土地に従来生育している固有の植物のこと。

#### 視点場

---

景色を眺める人の位置（視点）が存在する空間。その空間の状態（快適さ等）によって景色の感じ方も変わる。

#### 修景

---

良好な景色を形成するために、建築物、工作物などの外観を周辺の景色と調和させること。

#### 主要な区画道路

---

約 250m 四方の住民のみの利用を対象としている幅員 7 m から 12m の道路。

#### 心象風景

---

心のなかに思い描いたり、浮かんだり、刻み込まれている風景。

## **浸水被害区域**

---

過去に水害により、浸水の被害を受けたことがある区域のこと。

## **スカイライン**

---

山や田園、建物などが空を区切って作る輪郭。

## **生物多様性**

---

地球上に生息するあらゆる生物種の多様さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さのこと。

## **増築**

---

現に存する建築物の床面積を増加すること。

## **た行**

### **築造面積**

---

建築基準法に基づき、工作物の水平投影面積。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

### **中心市街地**

---

都市における地域の中心となる地区のこと。

### **辻広場**

---

道ばたの広場という意味で、交差点の歩道部や道路脇の小さなスペースを利用した広場、小公園のこと。

### **都市計画基礎調査**

---

都市計画法第6条で、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しについて調査を行うもの。

## **都市計画道路**

---

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種に分けられる。

## **な行**

## **は行**

### **標高**

---

東京湾の平均海水面からの高さ。

### **碧南の景色フォトコンテスト**

---

平成20年度から平成23年度まで実施。

## **ま行**

### **水と緑のネットワーク**

---

河川や緑地などをつなぎ合せて、水と緑の連続した空間や拠点などを創出すること。

### **見付面積**

---

建築物の外壁および屋根、工作物の外装の一つの面における鉛直投影面積（建築物を真横から見た姿＝立面積）

## **や行**

### **ユニバーサルデザイン**

---

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が利用できる製品や環境などのデザインすること。

## **ら行**

## **わ行**

## 巻末資料

### 碧南市景色づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 碧南市景観計画(案)を作成するため、碧南市景色づくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 景観計画(案)の作成に関し、必要な事項を調査及び協議すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項に規定する者のほか、専門的知識を有するものを顧問として委嘱もしくは任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は景観計画(案)が作成されるまでの期間とする。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又はかけたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市景色づくり作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 3 前項に規定する者のほか、専門的知識を有するものを部会員に任命することができる。

- 4 部会に部会長を置き、部会長は、部員のうちから市長が指名する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 6 部会長は、調査及び検討した結果を委員会に報告する。

(説明等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、建設部都市計画課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

## 碧南市景色づくり委員会名簿

### (1) 委員

No.	所属団体名等	備考	期間
1	委員長 愛知県立芸術大学デザイン専攻・美術学部	学識経験 (デザイン)	H22. 12. 1～R3. 3. 31
2	副委員長 名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻	学識経験 (都市計画)	H22. 12. 1～H25. 3. 31
3	名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻 (名古屋大学名誉教授)	学識経験 (建築)	H22. 12. 1～R3. 3. 31
4	碧南市商店街連盟会長	商業	H22. 12. 1～R3. 3. 31
5	あいち中央農業協同組合 営農部副部長兼碧南営農センター長	農業	H22. 12. 1～R3. 3. 31
6	(社) 愛知建築士会碧南支部 支部長	建築	H22. 12. 1～R3. 3. 31
7	公募市民		H22. 12. 1～R3. 3. 31
8	公募市民		H22. 12. 1～R3. 3. 31
9	公募市民		H22. 12. 1～R3. 3. 31
10	公募市民		H22. 12. 1～R3. 3. 31
11	公募市民		H22. 12. 1～R3. 3. 31
12	公募市民		H22. 12. 1～R3. 3. 31
13	公募市民		H22. 12. 1～H25. 3. 31

### (2) 顧問

No.	所属団体名等	備考	期間
1	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	関係機関	H22. 12. 1～R3. 3. 31
2	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課長	関係機関	H22. 12. 1～R3. 3. 31
3	愛知県知立建設事務所 企画調整監	関係機関	H22. 12. 1～R3. 3. 31

## 碧南市景色づくり作業部会名簿

(1) 部会長 建設部長

(2) 部会員 経営企画課、行政課、資産活用課、地域協働課、防災課、こども課、高齢介護課、  
商工課、農業水産課、環境課、土木港湾課、建築課、都市整備課、下水道課、  
生涯学習課、文化財課、知立建設事務所総務課

(3) 事務局 建設部都市計画課

## 策定の経緯

	月日	種 別	内 容
平成 22 年度	11月30日	第1回作業部会	・ 景観計画策定体制について
	12月22日	第1回委員会	・ 景観計画策定について ・ 碧南市の景観行政について
	1月13日	第2回作業部会	・ 景観計画区域と地域区分の設定
	2月16日	第2回委員会	
平成 23 年度	6月1日	第3回作業部会	・ 地域区分についての考え方
	6月24日	第3回委員会	
	7月21日	第4回作業部会	・ 序章、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針
	8月22日	第4回委員会	
	9月29日	第5回作業部会	・ 「行為の制限の基本的な考え方」について
	11月11日	第5回委員会	
	12月6日	第6回作業部会	・ 修正事項について：序章、景観計画区域、良好な景観の形成に関する方針 ・ 良好な景観の形成のための行為の制限
	1月10日	第6回委員会	
	2月3日	第7回作業部会	・ 修正事項について：地域区分の精査結果について ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針、良好な景観の形成のために必要な事項
	2月29日	第7回委員会	
平成 24 年度	11月27日	第8回作業部会	・ 良好な景観の形成のための行為の制限に係る届出制度等について ・ 景色づくりの推進に向けて
	1月11日	第8回委員会	
令和 元 年度	5月21日	第9回作業部会	・ 第8回景色づくり委員会以降の変更点
	6月5日	第9回委員会	
	12月24日	第10回作業部会	・ 第9回景色づくり委員会以降の変更点
	1月9日	第10回委員会	
令和 2 年度	6月19日	市議会 (経済建設部会)	・ (報告) 碧南市景観計画(案)の策定について
	7月8日 ～8月7日	パブリックコメント	－
	10月27日	都市計画審議会	・ (中間報告) 碧南市景色づくり計画(景観計画)(案)の策定について
	11月13日 ～12月8日	第11回委員会 (書面による意見聴取)	・ パブリックコメント及び都市計画審議会での意見に対する修正内容について

令和2年度	1月28日	都市計画審議会	・碧南市景色づくり計画（景観計画）（案）の策定について
	3月11日	市議会 （経済建設部会）	・（報告）碧南市景色づくり計画（景観計画）（案）の策定について

※「委員会」は碧南市景色づくり委員会の略

「作業部会」は碧南市景色づくり作業部会の略



HEKINAN

## 碧南市景色づくり計画 (碧南市景観計画)

発行 令和3年7月  
編集 碧南市 建設部 都市計画課  
住所 〒447-8601 碧南市松本町28番地  
電話 0566-41-3311 (代表)  
URL <http://www.city.hekinan.lg.jp>